

平成 17 年 8 月 16 日

各 位

会 社 名 スカイマーク エアラインズ株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 西久保 慎一
(コード番号 9204 東証マザーズ)
問合せ先 取締役経理本部長 有森 正和
(TEL 03-5402-6767)

第三者割当による新株式の発行及び 第 4 回新株予約権（第三者割当）の発行に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 8 月 16 日開催の当社取締役会において、第三者割当の方法による新株と第 4 回新株予約権の発行に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

1. 新株と新株予約権の発行理由

当社は創業以来、新規参入航空事業者として利用者便益の向上に資するため適正な価格・サービスの創出と維持を図り、航空業界の健全な市場成長に寄与してまいりました。

当社では、平成 18 年 2 月開港予定の神戸空港への就航及び今後の羽田空港滑走路の新設計画について、更なる事業拡大の好機と捉えており、神戸空港内事業所の開設をはじめ、次期主力航空機材（Boeing 社製 B737-800 型機）導入に伴う運航設備及び整備部品の調達、整備体制の自立化推進に伴う予備エンジン等の部品拡充を行い、事業拡大による収益基盤の確立を運航品質の向上と路線環境に応じた柔軟性のある事業計画で推進してまいります。

上記投資は、当社の中・長期的成長と今後の航空業界の環境変化に備えるため不可欠なものであり、その資金調達は当社にとって安定性が高い新株発行をもって行いたいと考えております。

今回は約 30 億円を確実に株式資本となる新株の第三者割当で調達（第三者割当による新株式発行）し、その後の株価の推移に応じて新株予約権の行使が行われた場合には、新株の発行によりさらに約 30 億円を資本調達（新株予約権（第三者割当）行使による新株発行）することになります。

2. 新株予約権の設計

新株予約権は以下の性質を有し、既存株式価値の希薄化懸念による株価に対するインパクトに配慮した設計となっております。

- (1) 権利行使価格の下方修正条項が付されておらず、逆に株価が一定価格以上に上がった場合には権利行使価格が上方修正される条件が付されていること。
- (2) 本新株予約権には当社の選択によりいつでも行使することが可能な消却オプションが付されており、また、上記消却オプションにより当社は発行価額と同額を消却基準価額とし当該価額から消却の時期に応じ一定額を控除した価額で本新株予約権を消却することができること。
- (3) 新株予約権の発行方法は、ゴールドマン・サックス証券会社 1 社に対する第三者割当発行であり、同社は、当社の事前の同意がない限り、新株予約権を第三者に譲渡しない旨の合意を当社との間で行う予定であること。

記

一、第三者割当による新株式発行

1. 新株式発行要領

- | | |
|---------------|---|
| (1) 発行新株式数 | 普通株式 4,983,300 株 |
| (2) 発行価額 | 1 株につき 金 602 円 |
| (3) 発行価額の総額 | 2,999,946,600 円 |
| (4) 資本組入額 | 1 株につき 金 301 円 |
| (5) 資本組入額の総額 | 1,499,973,300 円 |
| (6) 申込期間 | 平成 17 年 8 月 29 日(月曜日)から
平成 17 年 9 月 1 日(木曜日)まで |
| (7) 払込期日 | 平成 17 年 9 月 1 日(木曜日) |
| (8) 配当起算日 | 平成 17 年 4 月 1 日(金曜日) |
| (9) 新株券交付日 | 平成 17 年 9 月 1 日(木曜日) |
| (10) 割当先及び株式数 | 西久保 慎一 4,734,200 株
株式会社やずや 166,100 株
オリックス株式会社 83,000 株 |

(11) 新株式の継続所有等の取決めにに関する事項

割当先との間において、割当新株式効力発生日(平成 17 年 9 月 1 日)より 2 年間において、当該割当新株式の全部又は一部を譲渡する場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告する旨の確約を依頼する予定です。

また、西久保慎一氏におきましては、上記確約の他、同氏が保有する当社株式の全部について平成 17 年 9 月 1 日から平成 18 年 2 月 28 日までの期間は譲渡を行わない旨の確約を依頼する予定です。

(12) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とします。

(注) 第三者割当増資における発行価格の決定方法

当該増資に係る取締役会決議の当日(平成 17 年 8 月 16 日)に株式会社東京証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の終値(633 円)を参考として、602 円(ディスカウント率 4.90%)としております。

取締役会決議の当日に株式会社東京証券取引所が公表した当社普通株式の普通取引の終値から 4.90%ディスカウントした価格で新株の第三者割当を行うことについて、当社取締役会にて、一定規模の新株発行を原因とするダイリューション(希薄化)による一定の株価下落が予想される状況で、本件第三者割当先の投資意欲と当社の企業成長を目的とする資金調達の達成とを諮り、資金調達の様々な手段について手数料・実績・実例を勘案し、また上記(11)取決めに伴い新株式の継続所有者となることを総合的に判断した結果、会社に合理的で有利な条件として確認し決議しております。

なお、代表取締役会長兼社長西久保慎一は、本第三者割当増資について特別利害関係人に該当するため、決議に参加せず、同代表取締役会長兼社長を除く取締役による取締役決議に基づき、決定しております。

2. 今回の増資による発行済株式数の増加

現在の発行済株式総数	51,799,800 株
増資による増加株式数	4,983,300 株
増資後発行済株式総数	56,783,100 株

3. 増資の理由及び資金の使途

(1) 増資の理由

新規就航路線開設を含む収益構造の確立及び財政基盤拡充を目的とするものであります。

(2) 増資調達資金の使途

今回の増資による手取概算金額 2,987 百万円は、航空機部品及び空港施設等の設備投資に充当する予定であります。

(3) 業績に与える見通し

今後の業績については、従来予想と変わりありません。

	売上高	経常利益	当期純利益
平成 18 年 3 月期 (決算短信発表時予想)	百万円 38,500	百万円 1,500	百万円 1,400
平成 17 年 3 月期 (前期実績)	百万円 13,029	百万円 64	百万円 258

(注) 平成 17 年 3 月期は決算期変更により 5 ヶ月間となっております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。その安定的実現に向けて、収益構造の確立による事業収支の健全化を推進するため、当面配当は行わず収益構造の確立に注力する予定であります。

(2) 配当決定に当たっての考え方

業績に対応した配当を行うことを基本としたうえで、配当性向と企業体質の強化及び内部留保の充実を勘案して毎期決定する方針であります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、当面財務基盤強化を図りつつ当社事業展開の拡大に充当する所存であります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

過去3決算期間における配当はございません。

5. 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) エクイティ・ファイナンスの状況

払込期日	増資額	増資後資本金	摘要
平成 14 年 3 月 27 日	558,914 千円	4,397,964 千円	有償第三者割当増資 発行価格 86,000 円 資本組入額 43,000 円
平成 15 年 10 月 6 日	2,250,000 千円	6,647,964 千円	有償第三者割当増資 発行価格 45,000 円 資本組入額 22,500 円

(2) 過去3決算期及び直前の株価等の推移

	平成15年10月期	平成16年10月期	平成17年3月期	平成18年3月期
始 値	90,000 円	60,000 円	104,000 円	1,030 円
高 値	98,000 円	167,000 円	354,000 円 1,568 円	1,063 円
安 値	29,400 円	50,000 円	88,500 円 837 円	593 円
終 値	36,800 円	108,000 円	1,031 円	633 円
株価収益率	- 倍	15.0 倍	31.6 倍	- 倍

(注) 1. 平成18年3月期の株価については、平成17年8月16日現在で記載しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

3. 平成15年10月期の株価収益率は、当期純損失のため記載しておりません。

6. 割当先の概要

割当先の氏名	西久保 慎一
住 所	東京都港区
当社との関係	当社代表取締役会長兼社長
当該株券の保有に関する事項	発行日から2年以内に譲渡する場合には、その旨を当社に報告する旨の確約を依頼する予定であります。また、割当先が保有する当社株式の全部について平成17年9月1日から平成18年2月28日までの期間は譲渡を行わない旨の確約を依頼する予定であります。

割当先の名称	株式会社やずや	
本店所在地	福岡県福岡市南区大楠1丁目34-16	
代表者の役職・氏名	代表取締役 矢頭 美世子	
資 本 金	20百万円(平成17年3月31日現在)	
大株主及び持株比率	株式会社やずやホールディングス 100.0%	
主 な 事 業 内 容	健康・自然食品の通信販売	
主 な 経 営 成 績	平成16年3月期	平成17年3月期
売 上 高	26,928 百万円	34,717 百万円
当社との関係	該当事項なし	
当該株券の保有に関する事項	発行日から2年以内に譲渡する場合には、その旨を当社に報告する旨の確約を依頼する予定であります。	

割当先の名称	オリックス株式会社	
本店所在地	東京都港区浜松町2丁目4-1	
代表者の役職・氏名	代表執行役 藤木 保彦	
資本金	73,100百万円(平成17年3月31日現在)	
大株主及び持株比率	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) 11.7%	
主な事業内容	リースを核に保険、信託などを多角展開	
主な経営成績	平成16年3月期	平成17年3月期
売上高	489,688百万円	459,360百万円
営業利益	14,713百万円	7,306百万円
経常利益	21,702百万円	23,352百万円
当期利益	6,104百万円	9,535百万円
総資産	3,491,863百万円	3,834,765百万円
株主資本	244,742百万円	294,610百万円
当社との関係	該当事項なし	
当該株券の保有に関する事項	発行日から2年以内に譲渡する場合には、その旨を当社に報告する旨の確約を依頼する予定であります。	

7. 増資後の大株主構成等

順位	名称	所有株式数	構成比
1	西久保 慎一	26,873,200 株	47.3%
2	株式会社エイチ・アイ・エス	10,379,400 株	18.2%
3	ワールドキャピタル株式会社	1,522,800 株	2.6%
4	オリックス株式会社	1,203,000 株	2.1%
5	ニッセイ同和損害保険株式会社	492,800 株	0.8%

二．第 4 回新株予約権

(新株予約権の名称) スカイマークエアラインズ株式会社 第 4 回新株予約権 (以下、「本新株予約権」という。)

1. 本新株予約権の総数 200個
2. 本新株予約権の発行総額 15,786,600円とする。
3. 本新株予約権の申込期間 平成17年9月1日
4. 本新株予約権の払込期日 平成17年9月1日
5. 募集の方法
第三者割当の方法により全てをゴールドマン・サックス証券会社に割り当てる。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は当社普通株式 4,980,000 株とする。(本新株予約権 1 個の目的である株式の数(以下「割当株式数」という。)は 24,900 株とする。)
ただし、第 7 項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。
7. 各本新株予約権の目的である株式の数の調整
 - (1) 当社が第 11 項の規定に従って行使価額(第 9 項に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 11 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

- (2) 前号の調整は当該時点において未行使の本新株予約権にかかる割当株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てるものとする。
 - (3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 11 項第(2)号及び第(4)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。
 - (4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、第 11 項第(2)号 ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
8. 各本新株予約権の発行価額
本新株予約権 1 個あたり 78,933 円(本新株予約権の目的である株式 1 株あたり 3.17 円)
 9. 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額
本新株予約権 1 個の行使に際して払込をなすべき額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。
本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転(以下、当社普通株式の発行又は移転を「交付」という。)する場合における株式 1 株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、当初 602 円とする。

10. 行使価額の上修正

平成 17 年 10 月 21 日以後、毎月第 3 金曜日（以下「決定日」という。）まで（当日を含む。）の 5 連続取引日（ただし、終値のない日は除き、決定日が取引日でない場合には、決定日の直前の取引日までの 5 連続取引日とする。以下「時価算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値が、決定日に有効な行使価額の 115% に相当する金額を上回る場合には、行使価額は、決定日の翌取引日以降、当該平均値の 95% に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。）に修正される。なお、時価算定期間内に、第 11 項第(2)号又は第(4)号で定める行使価額の調整事由が生じた場合には、修正後の行使価額は、本要項に従い当社が適当と判断する値に調整される。

11. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株あたりの発行・処分価額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(3)号 に定める時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を新たに発行し又は当社の有する当社普通株式を処分する場合（ただし、本新株予約権と同時に発行される当社普通株式の発行及び当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の転換又は行使による場合を除く。）

調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、又、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割により当社普通株式を発行する場合。

調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件にその部分をもって株式分割により当社普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための株主割当日とする場合には、調整後の行使価額は、当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

なお、上記ただし書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日までに行使請求をなしたのものに対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。ただし、株券の交付については第 21 項第(2)号の規定を準用する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

本項第(3)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新

株予約権付社債を発行する場合。

調整後の行使価額は、発行される証券又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の全てが当初の転換価額で転換され又は当初の行使価額で行使されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権が無償にて発行される場合は発行日）の翌日以降これを適用する。ただし、その証券の募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (3) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号 ただし書の場合は株主割当日）に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日（このうち、終値（気配表示を含む。）のない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主割当日がある場合はその日、又、株主割当日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の 1 か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除した数とする。

- (4) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、資本の減少、商法第 373 条に定められた新設分割、商法第 374 条ノ 16 に定められた吸収分割、又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当社普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (5) 第 10 項又は本項第(1)号乃至第(4)号により行使価額の修正又は調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、修正前又は調整前の行使価額、修正後又は調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 ただし書に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

12. 本新株予約権の行使請求期間

平成 17 年 9 月 2 日から平成 18 年 9 月 1 日まで（ただし、第 14 項各号に従って本新株予約権の全部又は一部が消却される場合、消却される本新株予約権については、消却のための公告又は通知がなされた日のいずれか早い方の日を行使請求期間の最終日とする。）。ただし、行使請求期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。

13. 本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

14. 本新株予約権の消却事由及び消却の条件

- (1) 当社は、当社取締役会が必要と認めた場合には、本新株予約権の発行日以降、当社取締役会で定める消却日に先立つ 1 か月以上前に、新株予約権証券を当該消却日までに当社に提出すべき旨を公告し、かつ新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に対して通知を行った上で、当該消却日に、本新株予約権 1 個あたり以下の方法で算出された消却

の対価相当額にて、残存する本新株予約権の全部又は一部を消却することができる。ただし、消却されるべき新株予約権につき新株予約権証券を発行していない場合は、当社取締役会で定める消却日に先立つ 2 週間以上前に、当該消却日に本新株予約権の消却の効力が生じる旨を公告し、又は新株予約権原簿に記載された各新株予約権者に対して通知を行うものとする。一部消却をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。なお、消却の対価相当額は、(i)消却のための公告又は通知が払込期日から平成 17 年 9 月末日（同日を含む。）までに行われた場合は本新株予約権 1 個あたりの発行価額相当額（以下「消却基準価額」という。）とし、(ii)以降、(a)消却基準価額から、(b)払込期日を含む暦月の翌月（同月を含む。）より消却のための公告又は通知を行った日を含む暦月（同月を含む。）までの月数に、(c)消却基準価額を乗じた上で、(d)12 で除した額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を切り捨てる。）を控除した残額（つまり、 $\{(a) - (b) \times (c) \div (d)\}$ ）とする。

(2) 当社は、本新株予約権の発行日以降、いつでも本新株予約権の全部又は一部について買入れ、これを消却することができる。

15. 株式交換又は株式移転における新株予約権の承継

当社を完全子会社とする株式交換又は株式移転を行う場合には、当該時点において行使又は消却されていない本新株予約権にかかる義務を、当該株式交換又は株式移転により完全親会社となる会社（以下「完全親会社」という。）に承継させるものとする。ただし、当該株式交換又は株式移転に際し、当社株主総会（他社と共同で完全親会社を設立する場合には、当社及び当該他社のそれぞれの株主総会）において、以下に定める方針に沿って完全親会社が本新株予約権にかかる義務を承継する旨の記載のある当社と完全親会社との間で締結される株式交換契約書又は株式移転の議案が承認された場合に限るものとする。

(1) 新株予約権の目的たる完全親会社の株式の種類

完全親会社の普通株式

(2) 各新株予約権の目的たる完全親会社の株式の数

株式交換又は株式移転の比率等の条件を勘案の上、割当株式数を調整する。

(3) 各新株予約権の行使に際して払込をなすべき金額

株式交換又は株式移転の比率等の条件を勘案の上、行使価額（第 10 項又は第 11 項により修正又は調整がなされた場合には修正又は調整後の行使価額）を調整する。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

第 12 項に定める新株予約権の権利行使期間の開始日と株式交換の日又は株式移転の日のいずれか遅い日から、第 12 項に定める新株予約権の権利行使期間の終了日までとする。ただし、第 12 項ただし書に準じた条件に服する。

(5) その他の新株予約権の行使の条件ならびに消却事由

本新株予約権の条件に準ずるものとする。ただし、消却価額は無償とする。

(6) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡につき、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。

16. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

17. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限りこれを発行する。

18. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による行使請求書（以下「行使請求書」という。）に必要事項を記入し、記名捺印の上、これを第 19 項に定める行使請求受付場所に提出するものとする。当該行使にかかる本新株予約権につき新株予約権証券

が発行されている場合には、行使請求書に当該新株予約権証券を添付しなければならない。

- (2) 前号の行使請求書の提出とともに、本新株予約権の行使により交付される当社普通株式にかかる行使価額の全額（以下「払込金」という。）を、現金にて第 20 項に定める払込取扱場所の当社の指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。
 - (3) 行使請求受付場所に本新株予約権行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
19. 本新株予約権の行使請求受付場所
スカイマークエアラインズ株式会社 総務人事本部
 20. 本新株予約権の発行価額の払込及び本新株予約権の行使に関する払込取扱場所
株式会社三井住友銀行 新宿支店
 21. 本新株予約権行使の効力発生時期等
 - (1) 本新株予約権の行使の効力は、第 18 項第(1)号の行使請求書及び当該行使にかかる本新株予約権の新株予約権証券（ただし、発行が行われている場合）が行使請求受付場所に到達し、かつ払込金が指定口座に入金されたときに生じるものとする。
 - (2) 当社は、本新株予約権の行使の効力発生後すみやかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。
 22. 新株予約権行使後第1回目の配当
本新株予約権の行使により交付された当社普通株式の配当金又は商法第 293 条ノ 5 に定められた金銭の分配（中間配当金）については、本新株予約権の行使が 4 月 1 日から 9 月 30 日までの間になされたときは 4 月 1 日に、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの間になされたときは 10 月 1 日に、それぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。
 23. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れない額
本新株予約権の行使により発行する株式の発行価額中資本に組入れない額は、当該発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。
 24. 本新株予約権の発行価額及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由
当社は、所定の条件のもとに二項モデルを用いて、本新株予約権の理論価値（オプションバリュウ）を算出した。かかる算出の過程においては、本新株予約権の行使価額その他の本新株予約権の内容、とりわけ、発行日以降（発行日を含む。）いつでも当社取締役会において本新株予約権の消却を決議することが可能であり、消却を決議した場合にはその通知がなされた日の翌日以降本新株予約権の行使ができず、投資家が高いリスクを負っていること、本新株予約権の行使価額の修正は上方にのみ修正され下方には修正されないことを考慮し、さらに当社の財務状態、収益状況及び配当状況等の事情を考慮した上で、投資家の当社に対する投資リスクを総合的に勘案した。かかる本新株予約権の理論価値（オプションバリュウ）の算出結果を踏まえ、本新株予約権の発行により企図される目的が達成される限度で、当社株主にとって有利な発行価額であると当社が判断した、金 78,933 円を本新株予約権 1 個あたりの発行価額とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第 9 項記載のとおりとし、行使価額は当初、平成 17 年 8 月 16 日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を 4.90% 下回る額とした。
 25. その他本新株予約権発行に関し必要な一切の事項の決定は、当社代表取締役に一任する。
 26. 当社と割当先であるゴールドマン・サックス証券会社は、本新株予約権の保有に関し、以下の合意を行う予定である。
 - (1) 割当先は、当社の事前の同意がない限り、本新株予約権を第三者に譲渡しない。

- (2) 当社は、本新株予約権の発行日以降、いつでも、割当先に対して買戻日に先立つ10日以上前に通知を行った上で、当該買戻日に、本新株予約権1個あたり、当該買戻日において消却のための公告又は通知がなされたものとして第14項第(1)号に基づき算出された消却の対価相当額（以下「買戻価額」という。）にて、残存する本新株予約権の全部[又は一部]を買戻すことができる。この場合、第12項の規定にも拘らず、割当先は、当該買戻しの通知がなされた日の翌日以降、本新株予約権の行使は行わないものとする。

27. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

（ご参考）

1. 資金使途

(1) 調達資金の使途

権利行使を経て新株発行により調達する手取概算金額2,998百万円は、航空機部品及び空港施設等の設備投資に充当する予定であります。

(2) 前回調達資金の使途変更

前回調達資金の使途変更はございません。

(3) 業績に与える見通し

今後の業績については、従来予想と変わりありません。

	売上高	経常利益	当期純利益
平成18年3月期 (決算短信発表時予想)	百万円 38,500	百万円 1,500	百万円 1,400
平成17年3月期 (前期実績)	百万円 13,029	百万円 64	百万円 258

(注) 平成17年3月期は決算期変更により5ヶ月間となっております。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。その安定的実現に向けて、収益構造の確立による事業収支の健全化を推進するため、当面配当は行わず収益構造の確立に注力する予定であります。

(2) 配当決定に当たっての考え方

業績に対応した配当を行うことを基本としたうえで、配当性向と企業体質の強化及び内部留保の充実を勘案して每期決定する方針であります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、当面財務基盤強化を図りつつ当社事業展開の拡大に充当する所存であります。

(4) 過去3決算期間の配当状況等

過去3決算期間における配当はございません。

3. 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

(1) エクイティ・ファイナンスの状況

払込期日	増資額	増資後資本金	摘要
平成 14 年 3 月 27 日	558,914 千円	4,397,964 千円	有償第三者割当増資 発行価格 86,000 円 資本組入額 43,000 円
平成 15 年 10 月 6 日	2,250,000 千円	6,647,964 千円	有償第三者割当増資 発行価格 45,000 円 資本組入額 22,500 円

(2) 過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 15 年 10 月期	平成 16 年 10 月期	平成 17 年 3 月期	平成 18 年 3 月期
始 値	90,000 円	60,000 円	104,000 円	1,030 円
高 値	98,000 円	167,000 円	354,000 円 1,568 円	1,063 円
安 値	29,400 円	50,000 円	88,500 円 837 円	593 円
終 値	36,800 円	108,000 円	1,031 円	633 円
株価収益率	- 倍	15.0 倍	31.6 倍	- 倍

(注) 1. 平成18年3月期の株価については、平成17年8月16日現在で記載しております。

2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

3. 平成15年10月期の株価収益率は、当期純損失のため記載しておりません。

4. 割当予定先の概要

割当予定先の氏名又は名称		ゴールドマン・サックス証券会社	
割当予定 先の内容	住所	東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 持田 昌典	
	資本の額	643 億円	
	事業の内容	証券業	
	大株主及び持株比率	ザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク 100%	
当社との 関係	出資関係	当社が保有している割 当予定先の株式の数	なし
		割当予定先が保有して いる当社の株式の数	なし
	取引関係等	該当事項なし	
	人的関係等	該当事項なし	

(注) 「資本の額」および「出資関係」欄は、平成 17 年 3 月 31 日現在のものであります。

以上